

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第二期入試 民法

【出題趣旨】

第1問は、法科大学院の既修者に入学しようとする者が知っておくべき基本判例ないし重要判例（いずれも民法判例百選に掲載されている基本判例である）の判例法理ないしその理由から、ポイントとなる語句が分かるかどうか、また、記載された文章からどのような判例であったかを想起することができるかを問う問題である。民法総則から家族法まで民法の全分野から出題した。

解答は、次のとおりである。

- (1) 名誉, (2) 慣習, (3) 明認方法, (4) 法定地上, (5) 債権者代位,
(6) 相殺, (7) 履行不能, (8) 履行補助者, (9) 認知, (10) 賃料

第2問は、法科大学院の既修者に入学しようとする者が知っておくべき基本論点ないし基本理論について、コンパクトにまとめて説明できるかどうかを問う問題である。

(1) は民法総則分野からの古典的な論点, (2) は不法行為分野からの基本理論と最近の判例であるが、いずれも民法判例百選に掲載されている問題である（第1問は民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第8版〕43番88頁, 第2問は民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕92番186頁）。

(1) は、「時効完成後の債務の承認」の論点につき、かつての判例（従来の判例の考え方）は、債務者が時効の完成を知って債務を承認したものと推定したが（意思推定論）、現在の判例は、この推定を認めず、債務者は、時効完成を知らなかったときでも、時効完成後に債務を承認した以上は、その後に消滅時効を援用することは信義則上許されないとして、信義則による時効援用権の喪失という考え方を示した。問題点（論点）を明らかにした上で、こうした判例の立場を説明することを求めている。

(2) は、責任能力がない未成年者の行為によって生じた人身損害について、民法714条が定める監督義務者の責任について、1項ただし書の免責規定を含めて説明し、近時、この免責規定の適用を認めて、監督義務者（親権者）の責任を否定したサッカーボール事件の判例についても知っているかを問う問題である。

第3問は、事例式問題で、事例の分析力と法解釈能力があるかを問う問題である。事実を正確に把握して、問題となること（論点ないし争点）を正確に読み取り、それを指摘することができるか、そして、その問題点に対して、判例の立場を踏まえて、自説を論じることができるか、その結論を適切にあてはめて結論を導くことができるかを確認しようというものである。

（設問1）は債権各論（契約各論）から、（設問2）は物権法からの出題である。

（設問1）で中心に論じてほしいのは、解約手付における解除の可否である。民法557条にいう「履行の着手」概念ないし基準、特に履行期前に履行の着手があるかの問題を踏まえ、Dに履行の着手があるかどうかを検討し、その上で、履行着手者からの解除の可否を論じてもらおうという趣旨である（この点、平成29年改正法557条又は民法判例百選Ⅱ債権48番98頁の判例参照）。問題文にアパート経営の収益分の損害賠償請求を明

示したのは、解約手付による解除の場合に、売主からの手付倍戻しによる手付分とは別に、損害賠償請求が可能かどうかについても、答案上触れてもらいたいという趣旨である。

（設問２）で中心に論じてほしいのは、背信的悪意者からの転得者の問題である。本問では、事実からBが第一譲渡であるAD間の売買を仲介した不動産業者であり、第一譲渡を熟知していたこと、譲渡人であるAと共謀して、不当な利益の獲得を目的としていることなどから、Bの背信性を認定して、Dの登記の欠缺を主張することが信義則に反する悪意者であることを示しつつ、その後Bから買い受けた転得者であるEが背信的悪意者ではない場合（Dは善意者である）の扱い、すなわち転得者の保護の問題について論じてもらいたい。判例法理やその理由を踏まえることを求めている（事案は異なるが、民法判例百選Ⅰ総則・物権61番124頁参照）。

【採点基準】

第1問は、穴埋めの用語が正解であれば、各4点とする。

第2問

小問（1）は、「時効完成後の債務の承認」の問題であることを押さえていれば10点、従来の判例法理（意思推定論）を正確に説明してあれば5点、現在の判例法理（信義則による時効援用権の喪失）を正確に説明してあれば5点とし、説明に不十分・不正確なところがあれば減点する。

小問（2）は、民法714条の問題であり、その内容を押さえていれば10点、免責規定についてのこれまでの判例のあり方（免責を認めない）に触れていれば5点、近時のサッカーボール事件について正確に説明してあれば5点とし、説明に不十分・不正確なところがあれば減点する。

第3問

（設問1）解約手付による解除を指摘・説明してあれば5点、「履行の着手」の基準や適用（履行期前に履行の着手があるか）を説明し、本問の事例で認定（あてはめ）をしていれば10点、損害賠償の可否について説明してあれば5点とする。事実の把握や説明に不十分・不正確なところがあれば減点する。その他、問題として指摘・論じたことで民法の実力があることが示されていれば、1点～3点の範囲で加点する。

（設問2）背信的悪意者からの転得者の問題であることを把握してあれば10点、背信的悪意者の意義・基準を説明し、本問のBにその理論を適用（あてはめて）あれば5点、判例法理の結論及び理由を適切に説明した上で自説を論じてあれば5点とする。事実の把握や説明に不十分・不正確なところがあれば減点する。その他、問題として指摘・論じたことで民法の実力があることが示されていれば、1点～3点の範囲で加点する。

【配点】

120点満点

第1問 各4点の問題が10問で、合計40点満点

第2問 各20点の問題が2問で、合計40点満点

第3問 設問1と設問2が各20点で、合計40点